

## 平成27年1月から 70歳未満の人の医療費自己負担限度額が変わります

病気やケガをして医療機関を受診するとき、国民健康保険に加入していれば費用の一部（年齢により1割～3割）の負担で治療を受けることができます。しかし長期間の治療や、入院をする時の医療費が高額になる場合があります。

そのようなときのために、国民健康保険に加入している人の医療費の自己負担を軽減する目的で『高額療養費制度』が設けられています。高額療養費制度では、医療費が高額になり、決められた額を超えたときに、その越えた額が支給されます。

この決められた額を『自己負担限度額』といい、年齢や所得などによって異なります。

70歳未満の人については、平成27年1月から各自の負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、所得区分を細分化することによって、それぞれの所得に応じた負担になるように『自己負担限度額』が変更になります。

※ 70歳以上の人の自己負担限度額については変更ありません。

※住民課で「限度額適用認定証」の交付申請をされ、交付された認定証を医療機関に事前に提示をすれば、一医療機関の窓口での負担は自己負担限度額までとなります。

### 【70歳未満の人の自己負担限度額】

変更前（平成26年12月まで）		変更後（平成27年1月から）	
区 分	自己負担限度額		
	3回目まで	4回目以降(※1)	
A：上位所得者(※3)	150,000円 + (総医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	83,400円	細分化 → 右表 ア → 右表 イ
B：一 般	80,100円 + (総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円	細分化 → 右表 ウ → 右表 エ
C：住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	変更なし → 右表 オ

※1 過去1年間に同一世帯で4回以上高額療養費の支給に該当した場合には、「4回目以降」の自己負担限度額が適用されます。

※2 旧ただし書所得とは総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額です。

※3 上位所得者とは旧ただし書所得が600万円を超える世帯。なお、世帯内の国民健康保険被保険者の中に所得不明の人がいる場合も上位所得者となります。

### 【70歳未満の人の自己負担限度額（平成27年1月から）】

所得要件	自己負担限度額	
	3回目まで	4回目以降(※1)
ア：旧ただし書所得(※2)が901万円を超える	252,600円 + (総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	140,100円
イ：旧ただし書所得が600万円を越え901万円以下	167,400円 + (総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	93,000円
ウ：旧ただし書所得が210万円を超え600万円以下	80,100円 + (総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円
エ：旧ただし書所得が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
オ：住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

### 自己負担限度額の計算条件

- ・月の1日から末日まで、暦月ごとの受診について計算します。
- ・同じ医療機関でも、医科と歯科、外来と入院は別計算となり、2つ以上の医療機関にかかった場合も別計算となります。ただし、それぞれの窓口負担が21,000円以上になったものに関しては合算することができます。
- ・入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは対象になりません。

## 医療費通知（医療費のお知らせ）をご存知ですか。

国民健康保険をはじめとする公的医療保険では、医療機関を受診した際、医療機関の窓口で医療費の一部（一部負担金）を支払えば医療を受けることができますので、医療費の総額が意識しにくい仕組みになっています。

そこで、須恵町国民健康保険では、医療費負担のしくみや健康について理解を深めていただくために、年6回（2か月ごとに）「医療費通知」（「医療費のお知らせ」）を各世帯にお届けし、皆さんの医療費をお知らせしています。

医療費通知をご覧いただき、受診状況を振り返り、健康な体づくりや、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう。

### ※ご注意

「医療費通知」は所得税などの医療費控除を受ける際に必要な「医療費の支出を証明する書類」に該当しません。申告される際は領収書などが必要になります。

### ▶問合せ先

住民課 国保年金係 ☎ 932-1467（ダイヤルイン）  
☎ 932-1151（内線117）